

平成 22 年 4 月以降も 医療機関での窓口負担 1 割が継続されます!!

医療機関の窓口負担が 1 割の方（70 歳～74 歳のみ）は、平成 22 年 4 月から 2 割に引き上げられる予定でした。しかし、政府の方針により平成 22 年 4 月以降も 1 割負担が継続されることになりました。

70 歳から 74 歳の方の所得による区分		負担割合
現役並み所得者 …	住民税課税所得が 145 万円以上の 70 歳から 74 歳の国保被保険者が同じ世帯に入る方。	3 割
低所得Ⅱ …	同じ世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税で、低所得Ⅰ以外の方。	1 割
低所得Ⅰ …	同じ世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の所得が一定額以下（年金受給額が 80 万円以下など）の方。	
一 般 …	現役並み所得者、低所得Ⅱ、低所得Ⅰに当てはまらない方。	

※該当する方には、新しい国民健康保険被保険者証（高齢受給者証一体型）を 3 月下旬までに届くように簡易書留で郵送します。

問い合わせ先 役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 122・123

平成 22 年 4 月から 国民年金保険料が変わります

第 1 号被保険者の保険料

■定額保険料

平成 21 年度(月額) 14,660 円 → 平成 22 年度(月額) 15,100 円

■付加保険料…第 1 号被保険者の方で将来、より多くの年金を希望する人

(月額) 400 円

※付加保険料を納付すると、老齢基礎年金に上積みされる形で付加年金額（200 円×付加保険料納付月数）が支給されます。

保険料の納め方

- ①納付書 日本年金機構から送付される納付書により、全国の金融機関・郵便局・コンビニエンスストア（一部取り扱いをしていないところがあります）で納めます。
- ②口座振替 毎月自動的に引き落とされ、納付のたびに金融機関や郵便局まで行く必要がないので、とても便利・安心・確実です。
申込用紙は金融機関や郵便局の窓口、熊本東年金事務所や役場保険課国保年金係にもあります。
- ③インターネットを利用して納める方法（電子納付）
自宅からインターネットなどを利用して納付します。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。
- ④クレジットカード納付
クレジットカード会社（一部対象とならないカードもあります）が被保険者に代わって立て替え納付を行い、カード利用代金としてカード会員に請求する方法です。
申込用紙は熊本東年金事務所、役場保険課国保年金係にあります。

問い合わせ先 日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>
熊本東年金事務所 ☎ 367-8144
役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 122・123